

## お知らせ・報告

&lt;電話 080-4702-1960&gt;

- ♡「バリアフリー展2024」:4月17日(水)~19日(金)10:00~17:00、インテックス大阪で開催されます。出展は約250団体・企業、講演やセミナーのラインナップも出揃い、災害対策コーナー(要配慮者の防災等)が新設されました。<慢性期医療展、看護未来展、在宅医療展も併設>
- ♡「まちの保健室」(第3木曜日):2月15日(木)は5名、3月21日(木)は7名の参加でした。

## 会内活動 ~色々な研修会・会議等に参加しました。~

- 「多職種連携研修会(第3回ACP研修会)」:3月5日(火)午後2時から、ハイブリッド形式(Zoomと対面:此花会館4階)で開催しました。演題は、「ACPは意思決定支援のプロセス、ACPIはいつでもACP!!」で、ACPIは会議ありきではなく、意思決定支援のプロセスということが説明されました。併せて、「もしバナゲーム」や任意後見制度、遺言書に関する解説もありました。<参加75名>
- ◆「此花区訪問看護ステーション連絡会」:2月8日(木)・3月7日(木)開催(於:此花区南西部地域包括支援センター) 本会、大阪暁明館病院から各々アナウンス等がありました。
- ◆「此花区訪問看護ステーション連絡会事例検討会」:2月19日(月)開催(於:此花区南西部地域包括支援センター) 他職種との連携を目指すべく、事例検討によるグループワークが開催されました。
- ◆「大阪府医師会介護保険研修会」:3月9日(土)開催 Zoom ハイブリッド  
令和6年度の介護報酬改定(関連する診療報酬改定含む)の概要が説明されました。
- ◆「大阪市在宅医療連携拠点説明会」:3月14日(木)開催(於:大阪市役所)  
在宅医療における連携拠点における事業概要等の報告、説明がありました。
- ◆「此花区在宅医療・介護連携推進会議、同実務者打合せ会」:3月14日(木)開催(於:此花区役所) 前者(親会議)では、今後の活動展開に関する説明等がありました。後者では、本会、各団体からの活動報告、案内等がありました。また、此花警察署から特殊詐欺への注意喚起がありました。
- ◆「此花区認知症ネットワーク会議実行委員会」:3月22日(金)開催 Zoom  
次年度の活動内容、認知症ケアパスについて、ディスカッション等がありました。
- ◆「大阪市在宅医療・介護連携支援コーディネーター連絡会」:3月25日(月)開催(於:大阪市役所)  
次年度の事業内容、新しい様式についての説明等がありました。次回は4月22日(月)の予定です。
- ◎「此花区在宅医療・介護連携相談支援室相談」:医療機関紹介等に関する相談がありました。

## 案内

- ★いのちの電話:0120-783-556(16:00~21:00、毎月10日8:00~11日8:00)
- ★#いのちSOS:0120-061-338(日月火金土終日、水木6:00~24:00)
- 近畿厚生局麻薬取締部麻薬・覚せい剤相談:06-6949-3779
- 厚生労働省あやしいヤクブツ連絡ネット:03-5542-1865(←麻薬・覚せい剤・大麻乱用防止運動)
- 児童虐待ホットライン:0120-01-7285(24時間365日対応)
- 法テラス・サポートダイヤル:0570-078374(平日9:00~21:00、土9:00~17:00)
- 国民生活センター消費者ホットライン:0120-213-188か188(全国共通)
- おおさか介護サービス相談センター(苦情相談):06-6766-3800(平日9:00~17:00)
- 大阪どうぶつ夜間急病センター:06-4259-1212(21:00~翌5:00)

## トピックス

☆**地域包括医療病棟**: 令和6年度の診療報酬改定によって、高齢の救急患者に包括対応(治す医療と支える医療<リハビリテーション等>の提供)する病棟として新設されました。看護配置は10対1以上とされ、地域包括医療病棟入院料は、1日につき3,050点となっています。

☆**認知症と向き合う幸齢社会実現会議**: 本会議は、認知症基本法が目指す、全ての人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら、共生する活力ある社会の実現に向けた議論を行うべく、昨秋内閣官房に設置されました。議長は首相です。数回の会議を経て、昨年12月25日には意見のとりまとめが発表されました。その中で、全ての関係者が意思決定支援の重要性を認識できる社会環境を創り出すことが大切とされました。なお、認知症基本法は1月1日に施行されました。

☆**成年後見制度5**: 我々誰もが意思決定をする当事者であり、同時に、その本人に係わる意思決定支援者でもあるのです。特に、医療、介護、或いは成年後見の場面では、意思決定の支援をされることが多いといえます。そのため、昨今、権利擁護としての意思決定支援の重要性が叫ばれています。厚生労働省では、被支援者別等に、5つの意思決定支援ガイドラインが出されています。

☆**身元保証等高齢者サポート事業**: 一人暮らしの高齢者等を対象に、病院への入院、介護施設等への入居の身元保証人の手配や、死後の事務手続き、遺品整理、或いは日常生活の支援等を民間事業者が請け負うサービスのことです。サービス体系が複雑で、費用が高額、履行が不透明という問題点が指摘されており、現在これを規律・監督する法令や制度はありません。

☆**ローリングストック**: 防災備蓄の一種で、普段食べている食材や加工品を少し多めに買い置きをしておき、日常賞味期限の近いものから使い、使った分は買い足すようにするものです。そうすることで食品が常に新しいものに入れ替わるため、いざというときに賞味期限切れの心配がなく、災害が起きてしまった際も普段の生活に近い食生活を送ることが可能になるのです。



☆**ボス・マネジメント**: 上司に対する働きかけのことで、部下が仕事の目的を達成するため、上司を動かすという考え方です。その実践には、ラポール、コミュニケーション等が重要とされています。

☆**パワーハラスメント**: 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為等をいいます。厚生労働省はその典型例として、①暴行・傷害(身体的な攻撃)、②脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言(精神的な攻撃)、③隔離・仲間はずし・無視(人間関係からの切り離し)、④業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害(過大な要求)、⑤業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと(過小な要求)、⑥私的なことに過度に立ち入ること(個の侵害)の6項目を挙げています。